

愛媛県消費生活審議会規程

昭和50年7月11日告示第721号
最終改正 令和3年9月1日告示第1055号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）第5条の規定に基づき、愛媛県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 消費者の意見を代表する者
- (2) 事業者の意見を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 前項第1号から第3号までに掲げる者である委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第4号に掲げる者である委員の任期は、その職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会の事務を掌理し、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

(議事)

第5条 審議会、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第6条 会長は、審議会の議事について意見を聴くため、特に必要があると認めるときは、参考人を招請することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、県民環境部県民生活局県民生活課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、昭和50年7月14日から施行する。

前 文 (抄) (平成12年4月1日告示第596号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成15年4月1日告示第832号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成16年4月1日告示第720号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成17年4月1日告示第799号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成27年4月1日告示第405号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (令和3年9月1日告示第1055号)

告示の日から施行する。